平成２２年（フ）第６２号
大阪府吹田市樫切山21－Ｄ111、住民票上の住所大阪市平野区平野元町10番23―407号
破産者　朝日製作所こと　赤崎　公一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０号
大阪市浪速区大国１丁目12番９号
破産者　松田善子こと　張　　善子
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８３号
大阪市北区同心１丁目９番７―304号
破産者　三野　隆史
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４号
大阪市住吉区万代東１丁目６番34―102号、事業所所在地大阪市西成区潮路１丁目３番１号
破産者　三輪産業こと　陰地　善和
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１号
大阪府八尾市萱振町２丁目127番地の２　Ｂ―101号
破産者　大野　和雄
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２号
堺市東区日置荘西町３丁５番18号
破産者　添松　隆一
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４６２号
大阪府富田林市寿町２丁目７番１号
破産者　堤田工務店こと明正建設こと　下川　米吉
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０８号
大阪府羽曳野市壺井212番地の３
破産者　山本　正富
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県三田市つつじが丘北２丁目20番地３
破産者　今吉　　峻
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８号
神戸市須磨区千歳町３丁目３－８―402　上月章子方、住民票上の住所神戸市須磨区青葉町４丁目１番15―55号
破産者　前田　　誠
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５号
兵庫県川西市久代２－９―35　ハイツＫ201号、住民票上の住所兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目１番８号
破産者　阪上　　進
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８７号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目１番22―401号、前住所兵庫県宝塚市末成町19番９号
破産者　辻田　千里（旧姓中野）
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４９１号
兵庫県川西市東畦野４丁目11番６号
破産者　成田大慶こと　成　　大慶
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市宝松苑９番２号
破産者　平田　武司
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県宝塚市安倉南１丁目23番22号
破産者　武市　直樹
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７０号
兵庫県尼崎市御園１丁目21番５―301号
破産者　村木　理佳
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市昭和南通７丁目195番地の７、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目29番20号
破産者　堤　　照代
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１２号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目３番16号　坂本ハイツ102、開始決定時の住所兵庫県尼崎市塚口町２丁目46番地の２
破産者　川端　清士
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４６号
兵庫県西宮市松園町10―47―101号、開始決定時の住所兵庫県西宮市越水町９番５号、前住所兵庫県西宮市桜谷町11番17号
破産者　髙橋　伸哉
1　決定年月日　平成22年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係